

公告第33号

「館山市菜の花ホール他」自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付契約に係る一般競争公告

「館山市菜の花ホール他」自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付契約に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年2月26日

館山市長 金丸謙一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 貸付物件

次の物件番号ごとに入札を付す。

物件番号	貸付場所	所在地	設置台数	貸付面積
101	菜の花ホール（屋外）	館山市北条 1735	1台	1.7㎡
102	館山市図書館（屋外）	館山市北条 1740	1台	1.7㎡

(2) 貸付期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（貸付期間の更新は無し。）

(3) 用途

自動販売機（飲料）の設置・運営に限る。

(4) 販売品目

清涼飲料水等（缶・ビン・ペットボトル容器）

2 入札参加資格

入札に参加できるのは、次の要件をすべて満たす法人又は個人とする。

(1) 館山市に本店又は支店・営業所があること。

(2) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は許認可の免許を有していること。

(3) 市税、国税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

(4) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

①成年被後見人

②民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第1条に規定する準禁治産者

③被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

④民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑤営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑥被破産者で復権を得ない者

(5) 次の①から⑩までのいずれにも該当しない者、又は次のいずれかに該当する者であって

も、その事実があった後3年を経過した者であること。

- ①当市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ②当市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したもの
- ③落札者が当市と契約を締結すること又は当市との契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により当市が実施する監督又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げたもの
- ⑤正当な理由がなくて当市との契約を履行しなかった者
- ⑥前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他使用人として使用した者
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から4号まで又は第6号の規定に該当する者
- ⑧前⑦に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ⑨無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ⑩公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

### 3 募集要項等の配布

館山市役所ホームページよりダウンロードしてください。

### 4 入札参加申込書の提出

入札に参加しようとする場合には、あらかじめ当市に入札参加申込書を提出することとする。

- (1) 期間 令和3年3月5日（金）から令和3年3月11日（木）までとし、その受付時間は午前9時00分から午後5時00分までとする。（図書館の休館日である月曜日を除く）
- (2) 受付場所 館山市図書館
- (3) 提出書類 入札参加申込書（別記様式第2号）  
誓約書（別記様式第3号）  
印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）  
「提出日においては発行の日から3か月以内の原本を提出」
- (3) 提出方法 持参又は郵送により提出することとする。
- (4) 入札の辞退 入札参加申込提出後、都合により辞退する場合は辞退届けを提出することとする。（別記様式第4号）

### 5 入札書の提出

- (1) 受付期間  
令和3年3月12日（金）から令和3年3月18日（木）までとし、その受付時間は午前9時00分から午後5時00分までとする。（図書館の休館日である月曜日を除く）
- (2) 提出書類 入札書（別記様式第5号）
- (3) 提出方法 入札書を定型封筒（長形3号など）に入れ、封をしたうえ、割印を上中下3ヶ所に押印（印鑑証明印）するとともに、封筒表面に「自動販売機入札書物件〇」と記入し、

入札参加者の名称を油性黒ボールペン等で記入したものを、持参により提出することとする。  
また、郵送で提出する場合は、入札書入りの封筒（前段の要領で作成したもの）を定型封筒（外封筒）に入れたものを提出すること。なお、郵送の場合には、書留郵便により令和3年3月18日（木）の午後5時までに必着のこととする。

(4) 提出先 「8 その他」を参照

## 6 開札・落札者の決定

(1) 開札日時 令和3年3月19日（金）午前11時00分

当市で、提出された入札書の開札を行う。（入札参加者の同席は不要）入札の際、募集物件に対し最も高い納付金料率を提示した者を落札者として決定する。なお、納付金料率が同率となった場合には、当市が別途定める日時に、当該同率となった入札者がくじを引くことにより、落札者を決定する。落札者を決定したときは、落札者に通知するとともに、落札者名及び納付金料率を当ホームページに掲載する。

## 7 入札の無効

一般競争入札に参加できない者のした入札及び館山市自動販売機設置事業者募集要項に記載された入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 8 その他

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| (1) 入札保証金    | 免除                       |
| (2) 契約保証金    | 免除                       |
| (3) 契約書作成の要否 | 要                        |
| (4) その他      | 詳細は館山市自動販売機設置事業者募集要項による。 |
| (5) 問い合わせ先   |                          |

〒294-0045 館山市北条1740番地

館山市図書館

電話0470-22-0701

fax 0470-22-1533

E-mail [tosyokan@city.tateyama.chiba.jp](mailto:tosyokan@city.tateyama.chiba.jp)